



厚生労働省佐賀労働局発表
令和2年10月23日（金）

【照会先】
佐賀労働局雇用環境・均等室
室長 大田 隆
監理官 貞木 竜成
電話 0952-32-7218

『第7回佐賀県魅力ある職場づくり推進会議』を開催します !!
～働き方改革の実現に向け、中小企業等の支援に取り組みます～

働き方改革関連法が平成31年4月から順次施行されているところですが、令和2年4月からは、改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されているほか、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を規定するパートタイム・有期雇用労働法（中小企業は令和3年4月施行）や改正労働者派遣法についても施行されております。

佐賀県内の企業においては法の遵守という観点の他、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を実現し、労働者が安心して将来に希望を持って働くことができる魅力ある職場づくりを推進していくための取組が今、求められています。

こうした状況の中、中小企業等が抱える「働き方改革」を実現するための課題等に関して、佐賀県内の関係機関が共通認識を形成し、さまざまな課題の解決に向け積極的な支援に取り組むことを目的として、『佐賀県魅力ある職場づくり推進会議』を下記のとおり開催します。

記

1 日 時 令和2年10月26日（月） 14時00分～15時00分

2 場 所 佐賀第2合同庁舎5階 共用大会議室1
（佐賀市駅前中央3丁目3番20号）

3 議 題 働き方改革の実現、魅力ある職場づくりの推進に関する下記事項
① 新型コロナウイルス感染防止対策下の働き方改革の推進について
② 各機関における働き方改革の取組等について
③ 共同メッセージの発信について

ほか

4 取 材 等 会議は、開会から閉会まで公開します。
なお、取材いただく場合は、準備の都合等もありますので、できるだけ会議当日10月26日（月）午前10時までに、別紙FAX送付票により佐賀労働局雇用環境・均等室（担当：貞木）まで御連絡ください。

「佐賀県魅力ある職場づくり推進会議」について

(目的)

本会議は、地方創生及びワーク・ライフ・バランスの視点を踏まえつつ、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態の異なる労働者間の均衡のとれた待遇の確保、女性の職業生活における活躍促進等の「働き方改革」を実現するための課題等に関して、佐賀県内の行政機関、使用者団体、労働者団体、金融機関等の関係機関が情報共有を図ることをもって共通認識を形成するとともに、佐賀県内の企業が良質な人材を確保することができ、かつ、労働者が安心して将来に希望を持って働くことができる、魅力ある職場づくりを推進することを目的とする。

(構成員)

佐賀県経営者協会
佐賀県商工会議所連合会
佐賀県商工会連合会
佐賀県中小企業団体中央会
連合佐賀
佐賀銀行
佐賀共栄銀行
佐賀県信用金庫協会
佐賀県信用組合協会
日本政策金融公庫佐賀支店
佐賀県社会保険労務士会
公益財団法人佐賀県地域産業支援センター
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部
独立行政法人労働者健康安全機構佐賀産業保健総合支援センター
佐賀県
経済産業省九州経済産業局
厚生労働省佐賀労働局

別紙

佐賀労働局雇用環境・均等室 あて

F A X 0 9 5 2 - 3 2 - 7 2 2 4

F A X 送付票

第 7 回佐賀県魅力ある職場づくり推進会議の取材を希望します。

- 1 日 時 令和 2 年 10 月 26 日 (月) 午後 2 時 00 分 ~
- 2 場 所 佐賀第 2 合同庁舎 5 階 共用大会議室 1
佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番 20 号

報 道 機 関 名	氏 名
(TEL — —)	
(TEL — —)	

※ 令和 2 年 10 月 26 日 (月) 午前 10 時までに本票を F A X 送付願います。